

別表(第2条関係)

補助事業名	県産農林水産物直売所消費応援事業
補助事業の目的	県産農林水産物等の消費喚起を図るとともに、県産農林水産物の消費喚起に際し、直売所での農林水産物販売価格に原材料価格高騰分を転嫁することに対する消費者理解の醸成に向けた取組を支援
補助事業の対象となる者	県内で県産農林水産物等を直売する店舗を開設または運営する下記の者のいずれかとする。 1 農業協同組合、漁業協同組合 2 協議会〔生産者（農業協同組合、農事組合法人、大規模農家等）と消費側関係者（青果物・花き小売商、商店街、消費者団体等）等で構成〕 3 農林漁業者等が3戸以上で組織する団体、農地所有適格法人 4 市町、市町が出資する法人 5 NPO法人 6 民間企業等営利法人 7 その他知事が特に認める団体
補助事業の対象となる経費	1 消費者理解醸成支援 県内直売所店頭において実施する消費者理解醸成の取組に要する以下の経費 (1) 啓発イベント実施経費 (2) 啓発資材作成経費 (3) その他消費者理解醸成に資する経費 2 直売所キャンペーン 本事業の実施に必要な還元費（事業実施主体が開設または運営する参加店舗が購入金額2,500円（税込み）毎に1枚配布する金券（500円）相当）
補助率	1 消費者理解醸成支援：1/2 2 直売所キャンペーン：定額
補助金の額	1 消費者理解醸成支援 予算の範囲内。ただし、1店舗あたりの交付金の額の上限は35千円とする。 2 直売所キャンペーン 予算の範囲内。
適用除外する条項	第19条
その他の事項	補助金交付決定通知書（様式第2号）の6の補助金交付の条件は、「流通戦略課関係補助事業補助金交付の条件」による。

別に定める事項

関係条項	内 容
第3条 (交付申請)	(添付書類) 事業実施計画書（別紙様式） (指定期日) 別途通知する。
第7条第1項 (補助事業の変更)	(軽微な経費配分の変更) (軽微な事業内容の変更) 補助の目的及び補助事業の効果に影響を及ぼさない範囲で補助事業細部の変更をする場合。ただし、対象経費の1と2の間の流用を除く。 (添付書類) 事業変更計画書（別紙様式） (指定期日) 別途通知する。
第9条第1項 (遂行状況報告)	(報告事項等) 必要が生じた場合、別途通知する。
第11条 (実績報告)	(添付書類) 事業実績書（別紙様式） (指定期日) 事業完了後1か月以内又は令和5年2月28日のいずれか早い日とする
第19条第1項 (財産処分)	(処分制限期間)

(別紙様式)

県産農林水産物直売所消費応援事業
事業実施計画（変更計画、実績）書

事業実施主体					店舗数			
事業内容	総事業費	補助対象経費	負担区分			事業完了 (予定) 年月日	積算の基礎 (支出の内訳・明細)	備考
			県費	市町費	その他			
1 消費者理解醸成支援	円	円	円	円	円			
(1) 啓発イベント								
(2) 啓発資材作成								
(3) その他								
2 直売所キャンペーン								
合計								

注1) 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

注2) 複数店舗で実施する場合は、店舗の内訳が分かる一覧を添付すること。